

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

上場株式等の譲渡所得等	区分	源泉徴収選択口座内調整所得金額等	源泉徴収税額
		千円	千円
	源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	7,252,344	547,307

調査対象等：平成15年2月から平成16年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況

区分	官 公 庁			そ の 他			合 計			
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
給与所得	俸給・給料・賞与	465,444	1,740,447,285	77,548,501	1,875,948	4,196,292,398	219,276,363	2,341,392	5,936,739,683	296,824,864
	日雇労働者の賃金	-	1,964,356	102,647	-	142,081,306	2,557,092	-	144,045,662	2,659,739
	計	-	1,742,411,641	77,651,148	-	4,338,373,704	221,833,455	-	6,080,785,345	299,484,603
退職所得	15,153	214,544,551	4,946,974	59,920	114,528,056	3,314,433	75,073	329,072,607	8,261,407	
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	5	-	138	5	-	138	

調査対象等：給与等の支払者から平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票、非居住者に支払われる給与、報酬、年金及び賞与の支払調書がある。

2 徴収猶予とは、通常の法定納期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予すること。したがって、一定の期間法定納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(5) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

区分	給 与 所 得				退 職 所 得		
	官 公 庁		そ の 他		人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額			
	千円	千円	千円	千円	人	千円	千円
平成10年分	1,758,286,525	89,934,063	6,646,545,675	246,926,501	64,531	347,533,907	7,859,864
11	1,760,792,657	91,503,773	7,127,203,004	246,311,934	69,278	363,700,628	8,516,047
12	1,787,543,993	86,803,090	7,209,011,645	238,890,256	63,628	350,855,424	8,074,091
13	1,825,191,721	92,381,399	7,159,641,625	229,441,321	51,589	381,447,656	8,624,997
14	1,888,520,628	85,505,856	6,126,278,800	230,540,821	57,994	397,342,864	8,932,197
15	1,742,411,641	77,651,148	4,338,373,704	221,833,455	75,073	329,072,607	8,261,407

(注) この表は、「(4) 給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。